| | |
|---|---|
| 二十　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器 | （新設） |
| 2　（略） | 2　（略） |

**附　則**

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第二十四号**

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の規定に基づき、計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令

（計量法関係手数料規則の一部改正）

**第一条**　計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （在勤官署の所在地）<br>**第二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。<br>（旅費の額の計算に係る細目）<br>**第三条**　（削る）<br>検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。<br>2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、四千円として旅費相当額を計算する。<br>3　経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 | （在勤官署の所在地）<br>**第二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。<br>（旅費の額の計算に係る細目）<br>**第三条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。<br>2　検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。<br>3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、四千円として旅費相当額を計算する。<br>4　経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 |

**別表第一の二**（第四条第二項関係）

| 特定計量器 | 一件についての金額 |
|---|---|
| 一～十一　（略） | （略） |
| 十二　削除 | （削る） |
| 十三・十四　（略） | （略） |

**別表第一の二**（第四条第二項関係）

| 特定計量器 | 一件についての金額 |
|---|---|
| 一～十一　（略） | （略） |
| 十二　振動レベル計 | 二十四万二千四百円 |
| 十三・十四　（略） | （略） |

**別表第一の三**（第四条第二項関係）

| 特定計量器 | 試験 | 一件についての減ずる金額 |
|---|---|---|
| 一～五　（略） | （略） | （略） |
| 六　振動レベル計 | | |
| | 1　自己雑音試験、電源投入後の安定性に係る試験及びアナログ出力端子試験 | 四万八千八百円 |
| | 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | 十二万千三百円 |

**別表第一の三**（第四条第二項関係）

| 特定計量器 | 試験 | 一件についての減ずる金額 |
|---|---|---|
| 一～五　（略） | （略） | （略） |
| | （新設） | （新設） |
| | （新設） | （新設） |